

○埼玉県警察災害派遣隊運用要綱

平成24年12月17日

災 対 第 3 1 5 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察災害派遣隊運用要綱の制定について（通達）

埼玉県警察災害派遣隊に関する訓令（平成24年埼玉県警察本部訓令第36号）に基づく埼玉県警察災害派遣隊の運用等について、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成25年1月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、埼玉県警察広域緊急援助隊の運用等について（平成7年埼例規第39号・備）は、廃止する。

別添

埼玉県警察災害派遣隊運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県警察災害派遣隊に関する訓令（平成24年埼玉県警察本部訓令第36号）第13条の規定に基づき、埼玉県警察災害派遣隊の編成、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 組織等

1 組織

- (1) 広域緊急援助隊（警備部隊）（以下「警備部隊」という。）に、先行情報班、救出救助班、特別救助班及び隊本部班を置く。
- (2) 広域緊急援助隊（交通部隊）（以下「交通部隊」という。）に、先行情報班、交通対策班及び管理班を置く。
- (3) 広域緊急援助隊（刑事部隊）（以下「刑事部隊」という。）に、死体取扱班及び遺族対応班を置き、必要に応じて管理班を置く。
- (4) 広域警察航空隊は、警察用航空機1機を1活動単位とする。
- (5) 緊急災害警備隊、特別警備部隊及び特別交通部隊における班の設置については、県外において大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合（以下「大規模災害発生時」という。）の状況に応じて、その都度指示する。
- (6) 特別犯罪抑止部隊は、車両1台をもって1活動単位とする。
- (7) 被災者支援部隊は、車両1台をもって1活動単位とする。
- (8) 特別自動車警ら部隊は、警ら用無線自動車1台をもって1活動単位とし、必要に応じて、指揮官を指定し、特務班を置くものとする。
- (9) 特別機動捜査部隊は、捜査用無線自動車2台による1当番勤務体制を1個班として、二交替制勤務実施時は2個班、三交替制勤務実施時は3個班を置く。
- (10) 身元確認支援部隊は、1個隊を1活動単位とする。

2 編成

- (1) 広域警察航空隊を除く即応部隊の各部隊の編成は、埼玉県警察災害派遣隊即応部隊編成表（別表1）のとおりとする。ただし、警備部隊、交通部隊及び刑事部隊にあっては、派遣された部隊の指揮官が、被災地又は被災が予想される地域（以下「被災地等」という。）

の状況を踏まえ、指揮下にある部隊員の任務を組み替えて運用することができる。

- (2) 広域警察航空隊は、警察用航空機 1 機につき操縦士 2 人及び整備士 2 人以上並びに捜索救助等に従事する特務要員により編成する。
- (3) 特別警備部隊及び特別自動車警ら部隊は、大規模災害発生時の状況に応じて編成するものとし、特別自動車警ら部隊は、警ら用無線自動車 1 台につき 2 人とする。
- (4) 特別犯罪抑止部隊は、車両 1 台につき 2 人とし、8 人で編成する。
- (5) 被災者支援部隊は、車両 1 台につき 2 人以上とし、18 人で編成する。
- (6) 特別機動捜査部隊は、二交替制勤務実施時は 8 人、三交替制勤務実施時は 12 人で編成する。
- (7) 身元確認支援部隊及び特別交通部隊の編成は、埼玉県警察災害派遣隊一般部隊編成表（別表 2）のとおりとする。

一部改正〔令和 7 年第 103 号〕

第 3 任務

1 即応部隊の任務

即応部隊の各部隊は、大規模災害発生時において、それぞれ次に掲げる任務を行う。

(1) 警備部隊

ア 先行情報班

部隊幹部を含めた先行情報班は、救出救助班等に先行し、被災情報、道路状況等に係る情報その他部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たるとともに、関係機関と調整を行う。

イ 救出救助班

被災地等に速やかに赴き、被災者の救出救助活動、避難誘導等に当たる。

ウ 特別救助班

極めて高度な救出救助技術を必要とする災害現場において、被災者の救出救助に当たる。

エ 隊本部班

食料品、飲料水等の調達、管理及び配布、広報、派遣先都道府県警察との連絡調整その他災害警備活動全般の支援に当たる。

(2) 交通部隊

ア 先行情報班

交通対策班等に先行し、緊急交通路として確保すべき道路及び被災地等において活動を行うための道路（以下「緊急交通路等」という。）の被災状況等の情報の収集及び報告に当たる。

イ 交通対策班

緊急交通路等の応急対策、交通規制及びその担保措置、緊急通行車両の先導等に当たる。

ウ 管理班

食料品、飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報、派遣先都道府県警察との連絡調整、その他災害交通対策活動全般の支援に当たる。

(3) 刑事部隊

ア 死体取扱班

被災地における死体調査等に当たる。

イ 遺族対応班

被災者等の心情に配慮した上で、遺体安置所において遺体及び所持品等の遺族、市町村長等への引渡しに当たるとともに、災害警備本部、被災者支援部隊及び身元確認支援部隊と連携して遺族等への安否情報の提供に当たる。

ウ 管理班

食料品、飲料水等の調達、管理及び配布、派遣先都道府県警察との連絡調整その他検視等活動全般の支援に当たる。

(4) 広域警察航空隊

被災地等における目視による被災実態の把握、ヘリコプターテレビシステム及び実況アナウンスによる画像・音声伝送、通信指令室に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、被災者等の捜索救助、救援物資の輸送等の業務に従事するとともに、救援活動に対する支援に当たる。

また、広域警察航空隊の拠点における特派機の受入れ調整、警察用航空機の運航統制及び調整、各機の活動状況の集約等の業務支援に当たる。

(5) 緊急災害警備隊

大規模災害発生直後において被災地等に赴き、被災地等における被災者の救出救助、

行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他警備警察活動及び派遣先都道府県警察の長が特に指示する活動に当たる。

2 一般部隊の任務

一般部隊の各部隊は、それぞれ次に掲げる任務を行う。

(1) 特別警備部隊

即応部隊に引き続き被災地等に赴き、被災地等における行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及び他の一般部隊の役割とされていない活動並びに派遣先都道府県警察の長が特に指示する活動を行う。

(2) 特別犯罪抑止部隊

被災地における犯罪抑止を目的とした防犯カメラの設置等に係る活動を行う。

(3) 被災者支援部隊

避難所等を訪問し、相談対応及び防犯指導を行うほか、大規模災害発生時の状況により行方不明者等相談情報等の収集及び整理を行う。

(4) 特別自動車警ら部隊

被災地等において、警ら用無線自動車による警戒、警ら、現場広報等の活動を行う。

(5) 特別機動捜査部隊

派遣先都道府県警察の特別機動捜査部隊を主管する所属長又は警察署長の指揮の下、被災地等において、捜査車両を用いたよう撃捜査、初動捜査等各種捜査活動を行う。

(6) 身元確認支援部隊

遺体の身元確認に資するため、行方不明者の家族等から行方不明者に関する情報を詳細に聴取し、行方不明者本人に直接関係する指掌紋、DNA型、歯牙等に係る資料の収集及び親子鑑定的手法に活用するための血縁関係者からの資料の採取を行う。

(7) 特別交通部隊

被災地等における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察に係る活動を行う。

3 各部隊の派遣期間

各部隊の派遣期間（移動日は除く。）は次のとおりとし、派遣期間終了後に派遣部隊を交代するものとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間を延長することがある。

(1) 警備部隊及び広域警察航空隊

発災初期はおおむね3日間、それ以降はおおむね1週間をめどとする。

- (2) 交通部隊及び刑事部隊
おおむね1週間をめどとする。
- (3) 緊急災害警備隊
数日間をめどとする。
- (4) 特別警備部隊、特別犯罪抑止部隊、被災者支援部隊及び特別自動車警ら部隊
おおむね10日間をめどとする。
- (5) 特別機動捜査部隊
おおむね8日間をめどとする。
- (6) 身元確認支援部隊
被災状況により必要な期間とする。
- (7) 特別交通部隊
おおむね2週間をめどとする。

一部改正〔平成25年第1155号、令和7年第103号〕

第4 装備等

1 装備

各部隊の装備及び運用は、その都度指示する。

2 服装

派遣時の各部隊の隊員の服装については、次に掲げるとおりとする。

(1) 警備部隊

ア 先行情報班

原則として災害活動服とする。ただし、被災地等の状況を踏まえ、情報収集活動を効果的に行うため、指揮官の判断により現場に適した私服とすることができる。この場合において、災害活動服を携行すること。

イ 救出救助班、特別救助班及び隊本部班

原則として災害活動服とする。

(2) 交通部隊

ア 先行情報班

原則として、交通乗車服又は制服以外の自動二輪車の運転に適した服装とする。

イ 交通対策班

原則として交通乗車服とする。

ウ 管理班

交通乗車服又は任務に応じた私服とする。

(3) 刑事部隊

ア 死体取扱班

原則として鑑識用の作業服とする。

イ 遺族対応班

任務に応じた私服とする。

ウ 管理班

任務に応じた服装とする。

(4) 広域警察航空隊

原則として、操縦士及び特務要員は機上作業服とし、整備士は整備服とする。

(5) 緊急災害警備隊

任務に応じた出動服又は制服（活動服）とする。

(6) 特別警備部隊

任務に応じた出動服又は制服（活動服）とする。

(7) 特別犯罪抑止部隊

任務に応じた制服（活動服）又は私服とする。

(8) 被災者支援部隊

任務に応じた制服（活動服）又は私服とする。

(9) 特別自動車警ら部隊

原則として制服（活動服）とする。

(10) 特別機動捜査部隊

原則として私服とする。

(11) 身元確認支援部隊

鑑識用の作業服とし、活動内容により任務に応じた私服又は制服（活動服）とすることができる。

(12) 特別交通部隊

制服（活動服）又は交通乗車服とし、小隊単位で同一の服装とする。ただし、小隊内

に被災地における交通取締用自動二輪車乗務が予定される隊員がいる場合等は、この限りでない。

一部改正〔令和7年第103号〕

第5 運用上の留意事項

1 出動体制の確立

- (1) 即応部隊の各部隊にあつては、大規模災害発生時において、速やかに被災地等に出動できるよう隊員の迅速な招集体制の確立を図ること。

また、警備部隊については、全隊員一斉ではなく順次出動を命じる場合があるので、迅速に出動準備を整えること。

- (2) 一般部隊の各部隊にあつては、大規模災害発生後、直ちに被災地等の被害状況及び犯罪発生状況に係る情報の収集に当たり、当該情報を踏まえ、所要の資機材を取りそろえるなど部隊派遣の準備を進めること。

また、被災地等を管轄する都道府県警察からの援助の要求に対して迅速に対応するため、大規模災害発生後は、派遣予定の隊員の勤務体制について配慮すること。

2 被災地への部隊展開等

- (1) 警備部隊先行情報班、救出救助班及び特別救助班の先発隊は、警察用航空機、警察車両、船舶、大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定に基づく自衛隊航空機等最も短時間で現場到着できる手段により輸送すること。

- (2) (1)以外の警備部隊、交通部隊及び刑事部隊の各班並びに緊急災害警備隊は、装備、部隊規模、地理的条件等を考慮して最も短時間で現場到着できる手段により輸送すること。

- (3) 部隊輸送に関しては、事前に関係所属間で十分な調整を行っておくこと。

- (4) 警備部隊及び交通部隊は、必要な道路交通情報の収集を自ら行いつつ、これを派遣先警察等と共有した上、迅速な部隊展開を行うこと。

3 緊密な連携

- (1) 各部隊は、他の部隊との連絡体制の確保に努め、緊密な連携を図ること。

- (2) 各部隊は、埼玉県情報通信部機動警察通信隊との緊密な連携を図り、被災地等における通信の確保に努めること。

- (3) 各部隊の庶務を担当する所属は、派遣地域の被災状況、必要な車両及び装備資機材の

選定、派遣される部隊の活動拠点及び活動場所等について、派遣先都道府県警察との積極的な連携を図ること。

4 広報活動

- (1) 各部隊は、被災地における活動状況に関する広報が警察活動、被災状況についての正確な情報発信、被災地における犯罪の抑止、被災者の不安解消等に資する重要な任務であることを十分認識し、活動状況の映像等による記録、広報部門への提供等を積極的に行うものとする。
- (2) 各部隊は、被災者の安心感等を醸成するため、被災地警察、派遣元警察等と連携し当該部隊の活動内容等が十分に周知されるよう、被災者その他の関係者のプライバシーに配慮しつつ、現場活動、派遣前後における取材対応、報道機関を含む様々な媒体を通じた情報発信に向けた記録等の広報活動を積極的に行うものとする。
- (3) 各部隊は、被災地等における交通状況については、被災地等の住民のみならず、被災地等への物流に欠かせない情報であることを念頭に、被災地警察等と連携し、通行止め、迂(う)回措置等の交通規制の実施状況、道路陥没等の危険箇所の状況等が十分に周知されるよう、積極的な広報活動に努めること。
- (4) 各部隊の広報責任者は、原則として警部以上の階級にある者とし、取材対応等を含む広報の指揮を行うものとする。

5 自活

- (1) 即応部隊は、十分な食料品、飲料水等を携行し、原則として自活して活動する。特に、警備部隊は、派遣先都道府県警察から被災地における先導、宿泊所の手配等の支援を受けることなく、テント、寝袋等の自活用装備資機材を携行して活動すること。
- (2) 警備部隊及び緊急災害警備隊は、現地指揮所及び宿泊所の設営のための資機材を携行して活動すること。
- (3) 交通部隊及び刑事部隊は、宿泊所設営のための資機材を携行すること。
- (4) 広域警察航空隊は、派遣人員、活動、装備及び航空機の搭載能力を考慮しつつ、機体カバー等野外係留資機材を携行し、自活に努めること。

6 健康管理対策

- (1) 部隊活動中に生じ得る熱中症、食中毒その他の感染症、惨事ストレス等の心身の健康問題を念頭に置き、部隊派遣を担当する部門と警務部厚生課が緊密に連携の上、健康状

態等を踏まえた隊員の選定、派遣前の事前教養、派遣後の隊員の心身のケア等、隊員の健康管理に十分に配慮するものとする。

- (2) 派遣された各部隊の責任者は、活動中の安全管理の他、声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩及び休息時間の確保にも配慮すること。

第6 教養訓練

1 警備部隊

出動訓練、自活訓練及び従来からの救出救助訓練に加え、特別救助班は、高度な救助訓練を行うこと。

また、災害活動に必要な知識及び技能の習得に資する教養を実施すること。

2 交通部隊

日常業務とは全く異なり、かつ、広域となる任務に対応するため、部隊の招集、輸送及び移動、障害物排除、交通規制担保等に係る実戦的な訓練とし、参集訓練、通信訓練、オフロード二輪車訓練、緊急通行車両先導訓練、自活訓練等を実施すること。

3 刑事部隊

多数死体の死体取扱要領等についての訓練を通じて知識及び技能の向上を図るほか、自活訓練を実施すること。

また、遺族対応に必要な知識の習得に資する教養を実施すること。

4 広域警察航空隊

警察用航空機による情報収集、伝達等についての訓練を実施するほか、警備部隊と連携した救助訓練を実施すること。

5 緊急災害警備隊

出動訓練、自活訓練及び救出救助訓練を行うこと。

また、災害活動に必要な知識及び技能の習得に資する教養を実施すること。

6 一般部隊の各部隊

一般部隊の隊員及び候補者に対し、通信機材の取扱い等、専門的かつ実戦的な教養及び訓練を計画的に実施し、隊員間の融和並びに隊員の士気及び練度の向上に努めること。

7 合同訓練

即応部隊は、関係機関との合同訓練等を実施し、平素から緊密な連携を図ること。

実施日

この通達は、平成25年1月1日から実施する。

実施日 （平成25年3月29日捜一第1155号）

この通達は、平成25年4月1日から実施する。

実施日 （令和7年4月4日第103号）

この通達は、令和7年4月4日から実施する。

【別表省略】